

償却資産の申告

1004534

法人や個人で工場や事務所、アパート、農業などを営んでいる方が所有している事業用の有形固定資産のうち、土地、家屋、自動車(軽自動車含む)以外のものは、償却資産として固定資産税の課税対象(下表の通り)となり、申告が必要です。

原則、決算時に減価償却資産として計上したものは、全て対象です。



所有している償却資産に変更がない場合や、課税標準額の合計が150万円未満でも、申告は毎年必要です。

該当する資産がある場合は、令和3年1月1日現在の所有状況を2月1日(月)までに申告してください。申告書は12月中旬に送付します。

申告書の提出は郵送・電子申告をご利用ください

償却資産は、郵送またはイ

インターネットで地方税の手続きができるeLTAAXで、申告が可能です。

新型コロナウイルス感染症などの予防対策のため、窓口混雑の緩和にご協力をお願いいたします。

▼税務課  
TEL 23 3510 FAX 23 0180

区分	償却資産の対象となる資産(例)
①構築物	温室・育苗用ハウス、ビニールハウスやアクリルハウスなどの各種ハウス、アパートのフェンス、駐車場の舗装 など
②機械および装置	暖房機・消毒機・結束機・花用冷蔵庫・灌水設備・二重カーテンなどの農業用機械および装置、太陽光発電装置、産業用機械および装置 など
③船舶	ボート・漁船 など
④航空機	飛行機・ヘリコプター など
⑤車両および運搬具	大型特殊自動車に該当する建設車両・構内運搬車 など
⑥工具・器具および備品	エアコン・パソコン・机・いす・陳列ケース など

市税・料金滞納整理 強化月間実施中

本市では、市税・各種料金などの負担の不公平を解消するため、12月を滞納整理強化月間とし、市職員による滞納整理を強化します。

年末を機に、市税などの納め忘れがないか、もう一度ご確認ください。納め忘れがある場合には、早めに納めていただくようお願いします。



Q 市税にはどのようなものがありますか？

A 市県民税、固定資産税(都市計画税含む)、軽自動車税、国民健康保険税です。

Q 税金は何に使われるの？

A 普段、皆さんが使っている道路の整備、街路灯の設置、一般・資源ごみの回収、災害用の備蓄、河川改良、救急・消防体制の整備など幅広く役立てられています。また、国民健康保険税は、相互扶助の考えの下、自己負担外の7割分・高額医療費などにも使われます。

Q 税金を払わないとどうなるの？

A 税財源の確保が困難となり、「まちづくり」のためのいろいろな事業に支障が出ます。税金を納めないと、法律に基づき財産調査・滞納処分(差し押さえ)が行われる場合もあります。また、滞納されると本税とは別に年8.9%(令和2年12月1日現在)の延滞金がかかります。

Q 差し押さえをされたらどうなるの？

A 預貯金、給与、生命保険等返戻金、売掛金、不動産(土地・建物)、車・バイクなど差し押さえ物件は、公売などにより、未納税に充てられます。

◆差し押さえ実績(東三河広域連合分を含む) (件)

年度	預貯金	保険	給与	その他	計
平成30年度	196	24	1	4	225
令和元年度	194	96	7	12	309
令和2年度	147	77	9	3	236

※令和2年度の実績は10月末現在

次の使用料なども、滞納をなくす取り組みを強化します。

- ・保育料
- ・給食費
- ・水道料
- ・下水道負担金および分担金
- ・後期高齢者医療保険料
- ・住宅使用料
- ・下水道使用料

市職員を装った振り込め詐欺にご注意を！  
市から次のような連絡をすることはありません。  
○市税の還付金の受け取りのため、金融機関などのATM(現金自動預け払い機)の操作を求めること  
○滞納している市税の納入について、金融機関などの口座を指定して振り込みを求めること

田原市役所(代表) ☎ 22-1111 ※担当部署へおつなぎします